

20歳になったら国民年金

問栃木年金事務所 ☎0282(22)4131

● 国民年金について

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等(国民年金第1号被保険者)は、国民年金に加入することが義務づけられています。

20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。

公的年金制度は、老後や障がいを負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若い時に公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

● 保険料の納付方法は

① 納付書

② 口座振替

③ クレジットカード の3つから選ぶことができます。

また、保険料を早めに納めること(前納)により、保険料が割引になります。

※20歳到達月(20歳の誕生日の前日が含まれる月)からの前納を希望する場合は、お早めに年金事務所へご連絡ください。

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額(年額)は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

※付加保険料の納付は申出月からの開始となりますので、20歳到達月からの納付を希望される場合は、お早めにお申し出ください。

● 保険料の免除・納付猶予制度

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。

しかし、収入の減少や失業等により、保険料を納めることが困難な方のために保険料免除・納付猶予制度があります。免除・納付猶予を受けるには申請が必要です。

学生の方で、大学や専修学校などの学生納付特例対象校に在籍し、前年所得が基準以下の方は、学生証や在学証明書等があれば学生納付特例申請ができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

※詳しい内容は、日本年金機構のホームページでご確認できます。

※年金相談は電話でもできます。

お問合せの際は基礎年金番号、または年金証書番号をお知らせください。

ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165